

富岡町定住化促進対策住宅助成制度の一部改正についてのお知らせ

町は、富岡町に住所を有する方、または住所を有しようとする方が町内に住宅の取得またはリフォームするために要した経費の一部を助成しています。

さらに、福島県が帰還困難区域を抱える市町村の住民帰還率が低いことから帰還率を上げるための施策として、帰還促進強化支援事業（令和6年12月24日施行）が施行されたことにより、本制度の一部改正を行い、追加の助成が受けられることになりました。

【対 象】 帰還者の方で帰還促進強化支援事業に該当する方

- ・帰還者とは、平成23年3月11日時点で富岡町に住民票を有していた方、かつ、建物の持分を1／2以上有する所有者（申請者）
- ・遡及対象の適用により、令和5年4月1日以降に建築及びリフォーム等が完了し居住されている方
- ・その他、富岡町定住化促進対策住宅助成事業に準拠

【助 成 額】

		現 行	追 加
		定住化促進対策住宅助成金 （富岡町事業）	帰還促進強化支援事業 （福島県事業）
帰還者	新築	補助対象経費の15% かつ最大300万円	<u>補助対象経費の10／10</u> かつ最大300万円
	中古 リフォーム等		<u>補助対象経費の1／2</u> かつ最大150万円
移住者	新築	補助対象経費の15% かつ最大300万円	対象外
	中古 リフォーム等		

※、県外からの移住者の方は、「来てふくしま住宅取得支援事業」（福島県事業）の対象になり、現行の町事業で受付しております。（面積要件あり、補助額最大70万円）

【事業期間及び期限】

富岡町定住化促進対策住宅助成事業対象期間は以下のとおり。また、帰還促進強化支援事業は各区域の事業期間かつ令和13年3月31日（予定）とする。

- ①避難指示解除区域：令和10年6月30日まで
- ②特定復興再生拠点区域：令和15年3月31日まで
- ③特定帰還居住区域：避難指示解除の日から10年を満了した日まで

【ご 案 内】

- ・本事業についての手続きにつきましては、町ホームページでも掲載いたします。
- ・遡及対象の方へは、町から別途郵送にてご案内いたします。

